

徳島県収用委員会告示第一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和三年四月十三日

徳島県収用委員会会長

松 尾 泰 三

- 一 起業者の名称 国土交通大臣
- 二 事業の種類

一級河川吉野川水系吉野川及び加茂谷川改修工事（加茂第二堤防）並びにこれに伴う町道、一級河川、農業用排水路及び農業用排水路付替工事

- 三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在 徳島県三好郡東みよし町加茂

地番	地目	地積		決定した土地の面積
		土地登記簿上の地積	実測地積	
二四〇番一	畑	三二五 平方メートル	三二五・〇四 平方メートル	五八・四五 平方メートル
二四一番一	畑	二四四 平方メートル	二四四・二〇 平方メートル	三六・六一 平方メートル
二四二番一	畑	二〇三 平方メートル	二〇三・五七 平方メートル	三四・一三 平方メートル
二四五番三	山林	四一 平方メートル	四一・二七 平方メートル	四一・二七 平方メートル

- 四 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在 徳島県三好郡東みよし町加茂

地番	地目	地積		決定した土地の面積
		土地登記簿上の地積	実測地積	
二四〇番一	畑	三二五 平方メートル	三二五・〇四 平方メートル	四・三〇 平方メートル
二四一番一	畑	二四四 平方メートル	二四四・二〇 平方メートル	二・九〇 平方メートル
二四二番一	畑	二〇三 平方メートル	二〇三・五七 平方メートル	三・六六 平方メートル

- 五 土地所有者の氏名、住所等

荒木 修 徳島県三好郡東みよし町加茂四一九番地

- 六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

七 裁決手続の開始を決定した年月日

令和三年四月六日